

年 組 番
生徒氏名 _____ 保護者様

京都府立木津高等学校長

日頃より、学校保健活動に御理解と御協力いただきまして、誠にありがとうございます。さて、先日の感染症による欠席御連絡は、学校感染症に該当し、学校保健安全法第19条により出席停止となります。出席停止の期間は裏面を参考に、医師の指示のもと十分に療養してください。登校再開の際は、下記の届を御提出ください。

感染症に関する届

1.病名

2.発症日

令和 年 月 日 ()

3.解熱日 (発熱があった場合のみ)

令和 年 月 日 ()

4.出席停止期間 (医師より療養を指示された期間)

令和 年 月 日 () ~ 月 日 ()

5.受診した医療機関名

6.添付書類 (添付する書類にチェックをしてください。)

- 領収書
- 検査結果
- 調剤明細書

京都府立木津高等学校長 様

医師に指示された期間を療養し、感染のおそれ等がなくなりましたので、登校します。

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____

学校感染症と出席停止の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(※)	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

※第1種学校感染症：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、急性灰白髄炎（ポリオ）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ（H5N1 及び H7N9）